

名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給制度要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、修繕工事の資金を借入によって実施するマンション管理組合に対し、予算の範囲内において利子補給を行うことで、管理組合の金利負担を軽減し、適切な時期に修繕工事を実施できるよう支援し、良好な居住環境の形成を図り、もって市民生活の安定及び向上並びに市街地環境の向上に寄与することを目的とする。

2 前項の利子補給については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第2条第1号に規定するマンションであって、本市の区域内に所在するものをいう。
- (2) 管理組合 法第2条第3号に規定する管理組合をいう。
- (3) 機構 独立行政法人住宅金融支援機構をいう。
- (4) 融資 管理組合が行うマンション共用部分の修繕工事の工事資金に対する機構の「マンション共用部分リフォーム融資」による融資をいう。
- (5) 決議 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第18条第1項の規定による集会の決議をいう。
- (6) 標準様式 長期修繕計画作成ガイドラインにおいて示されている長期修繕計画の標準的な様式をいう。
- (7) 管理者等 法第2条第4号に規定する管理者等をいう。

(利子補給)

第3条 管理組合が、機構から融資を受け、マンション共用部分の工事を行った場合において、当該管理組合に対し、予算の範囲内において利子補給を行う。

(利子補給の対象となる管理組合)

第4条 利子補給の対象は、次に掲げる事項に該当するマンションの管理組合とする。

- (1) 名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例第11条の規定による届出が行われていること。
- (2) 第7条に規定する資格申請時点で、築15年以上のマンションであって、工事費の見積額が修繕積立金額の残高を上回っていること。

- (3) 利子補給の申請について決議がされていること。
 - (4) 長期修繕計画が標準様式に沿って作成され、かつ、内容について適切に見直しが行われていること。
 - (5) 前号の長期修繕計画に基づき算定された修繕積立金額が著しく低額でないこと。
 - (6) 第4号の長期修繕計画の内容及び前号の修繕積立金額について決議がされていること。
 - (7) 管理組合の組合員が名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者で、かつ、同条第1号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有しない者であること。
- 2 前項第4号から第6号までの規定にかかわらず、長期修繕計画が標準様式に沿って作成されていない場合、長期修繕計画の内容について適切に見直しが行われていない場合、又は前項第4号に規定する長期修繕計画の内容及び同項前5号の修繕積立金額について決議されていない場合は、市長は、管理組合が次に掲げる事項について誓約している場合に利子補給の対象とすることができる。
- (1) 長期修繕計画を標準様式に沿って作成し、又は、長期修繕計画の内容について適切に見直しを行うこと。
 - (2) 前号の長期修繕計画に基づき算定する修繕積立金額を著しく低額でないものとする
 - (3) 第1号の長期修繕計画の内容及び前号の修繕積立金額について、第11条第1項の規定による最初の交付決定の属する年度の翌年度の3月末までに決議すること。
 - (4) 第1号から第3号までの誓約事項を実施することができなかつた場合は、既に交付を受けている利子補給金については返還すること。

（利子補給額）

- 第5条 利子補給額は、融資契約における元金、年利率及び償還期間により算出された利子額が1パーセント低利になるように算出した額とする。ただし、融資における年利率が1パーセントに満たない場合の利子補給額は、当該年利率及び当該償還期間により算出された利子に相当する額とする。
- 2 前項の規定により算出された額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（利子補給期間）

- 第6条 利子補給期間は、当該融資に対する初回返済日の属する月から起算して最長10年間とする。
- 2 当該融資の返済期間が10年に満たない場合は、最終返済日の属する月までとする。
 - 3 当該融資の全額を繰上返済した場合は、繰上返済を実行した日の属する月までとする。

(資格申請)

第7条 利子補給を受けようとする管理組合は、機構への融資申込み後、名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給資格申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 当該管理組合の管理規約の写し
- (2) 当該管理組合が機構に申し込んだ融資の申込書の写し
- (3) 当該管理組合が施工業者から徴取した工事見積書の写し
- (4) 標準様式に沿って作成され、かつ適切に見直しが行われている長期修繕計画の写し
- (5) 当該管理組合が第4条第2項各号に規定する事項について誓約する場合は、誓約書(第2号様式)
- (6) 修繕積立金の残高の分かる直近の決算書の写し
- (7) 利子補給の申請を決議した管理組合の議事録の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は、当該利子補給申請にかかる修繕工事完了の日とする。

(資格決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、第4条に規定する要件及び融資の内容を審査し、適当であると認めたときは、利子補給の対象となる管理組合(以下「対象管理組合」という。)として資格決定する。

2 市長は、前条第1項による申請に対する審査の結果を、名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給資格決定・却下通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(必要書類の提出)

第9条 対象管理組合は、融資の決定及び工事請負契約締結後、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 融資承認通知書の写し
- (2) 工事請負契約書の写し

(交付申請)

第10条 利子補給金の交付の申請をしようとする対象管理組合は、次項に掲げる期日までに、名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給交付申請書(第4号様式)に、第3項に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に定める申請書の提出期限は、次のとおりとする。

- (1) 利子補給金交付初年度
金銭消費貸借契約に基づき利子を最初に支払う前

(2) (1) の翌年度以降の年度

利子補給金交付対象年度の4月1日

3 第1項に定める申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 金銭消費貸借契約書の写し

(2) 償還予定表の写し等（ただし、本条第2項第1号の期限までに申請者に届いていない場合は、受領後に速やかに提出すること）

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付又は不交付の決定をする。

2 市長は前項の規定による審査の結果を、名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給交付・不交付決定通知書（第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第12条 前条第1項の規定により交付決定を受けた対象管理組合（以下「交付決定管理組合」という。）は、その決定を受けた後に申請した内容に変更が生じたときは、名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給申請事項変更申請書（第6号様式）に変更の内容を証明する書類を添えて、速やかに市長に申請しなければならない。

(変更の決定)

第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付決定の変更を決定した場合は、名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給変更決定通知書（第7号様式）により、対象管理組合に通知するものとする。

(利子補給金の実績報告)

第14条 交付決定管理組合は、利子補給金の交付を受けようとするときは、利子補給金の交付決定のあった日の属する年度の3月までの償還分について、名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給実績報告書（第8号様式）に、次に掲げる書類を添えて、請求の対象年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 返済したことが確認できる通帳の写し等の書類

(2) 償還予定表の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(利子補給額の決定)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告及び請求があったときは、その内容を審査し、
適当と認める場合には、交付すべき利子補給額を確定し、名古屋市マンション共用部分リ
フォーム融資利子補給金額確定通知書(第9号様式)により、交付決定管理組合に対して
通知するものとする。

(利子補給金の請求及び支払い)

第16条 交付決定管理組合は、前条に規定する通知の後、名古屋市マンション共用部分リ
フォーム融資利子補給請求書(第10号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。
2 市長は、前項の請求の後、交付決定管理組合に利子補給金を支払うものとする。

(利子補給金の交付決定の取消し等)

第17条 市長は、交付決定管理組合が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条の
規定による交付決定を取り消し、又はその内容を変更することができる。

- (1) 申請内容に偽りがあったとき。
- (2) 機構から融資の契約解除が行われたとき。
- (3) 第4条第2項第3号に規定する決議がされなかったとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(利子補給金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により利子補給金の交付決定を取り消したときは、交付した
利子補給金の全部又は一部を返還させるものとする。

(報告及び調査)

第19条 市長は、利子補給に関し必要があると認めるときは、交付決定管理組合に対し、
必要な事項について報告を求めるとともに調査することができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、利子補給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項第1号の届出について、令和4年9月30日までに資格申請を行う場合
は、「名古屋市分譲マンション登録制度に登録をしており、令和4年10月31日までに
第4条第1項第1号に規定する届出を行うこと。」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給資格申請書

年 月 日

名古屋市長 様

名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給制度要綱第7条第1項の規定により次のとおり申請します。

申請者	管理組合	所在地	郵便番号 電話 ()		
		マンション名			
		管理組合名			
		届出の有無	有 ・ 無		
		長期修繕計画の有無	有 ・ 無	長期修繕計画の策定期	年 月 日
		修繕積立金の残高	円	利子補給申請の決議の日	年 月 日
管理者等	住所	郵便番号 電話 ()			
		(フリガナ)			
		氏 名			

工事概要	工事名		見積金額	
	工期	年 月 日から 年 月 日まで	施工者	
融資概要	融資金額		償還年数	
	返済方法 ・ 利率	元利均等／元金均等 %	融資予定日	年 月 日

第2号様式（第7条関係）

誓約書

年 月 日

名古屋市長 様

所在地

マンション名

管理組合名

管理者等

名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給資格申請を行うにあたり、下記の事項について遵守することを誓約します。

記

1. 長期修繕計画を標準様式に沿って作成し、又は、長期修繕計画の内容について適切に見直しを行うこと。
2. 名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給制度要綱第4条第2項第1号に規定する長期修繕計画に基づき算定する修繕積立金額を著しく低額でないものとする。
3. 名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給制度要綱第4条第2項第1号の長期修繕計画の内容及び同項第2号の修繕積立金額について、第11条第1項の規定による最初の交付決定の属する年度の翌年度の3月末までに決議すること。
4. 交付決定の属する年度の翌年度の3月末までに上記1～3の誓約事項を実施することができなかった場合は、既に交付を受けている利子補給金については返還すること。

以上

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

名古屋市長

名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給資格決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給資格について、次のとおり決定したので、名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給制度要綱第8条第2項の規定により通知します。

1 資格決定	
所在地	
マンション名	
管理組合名	
管理者等	
工 事 名	
誓 約 書	有 ・ 無
2 却下	
理 由	

第4号様式（第10条関係）

名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給交付申請書

年 月 日

名古屋市長 様

所在地

マンション名

管理組合名

管理者等

次のとおり利子補給を受けたいので、名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給制度要綱第10条第1項の規定により申請します。

1 申請内容

借入金額	円		
契約締結日	年 月 日	償還年数	年
対象償還期間	年 月分から 年 月まで		

2 添付書類

- ・金銭消費貸借契約書の写し
- ・償還予定表の写し等
- ・その他市長が必要と認める書類

第5号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

名古屋市長

名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給金の交付について、次のとおり決定したので、名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給制度要綱第11条第2項の規定により通知します。

管理組合	所在地	
	マンション名	
	管理組合名	
	管理者等	
1 交付決定		
利子補給期間	年 月から 年 月まで	
利子補給金額	円	
2 不交付決定		
理由		
備考		

第6号様式（第12条関係）

名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給申請事項変更申請書

年 月 日

名古屋市長 様

所在地

マンション名

管理組合名

管理者等

年 月 日付け第 号で利子補給金の交付決定のあった名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給制度について、下記のとおり変更したので、名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給制度要綱第12条の規定により申請します。

記

1 変更内容

変 更 前	変 更 後	変 更 事 由 発 生 日

2 変更理由

--

備考

- 1 変更のあった事項のみ記載してください。
- 2 変更内容については、変更前及び変更後の欄に、その内容が対比できるように記載してください。

第7号様式（第13条関係）

年 月 日

様

名古屋市長

名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給変更決定通知書

年 月 日付け第 号で利子補給金の交付決定のあった申請内容について、
年 月 日付変更申請書に基づき、下記のとおり変更を行うので、名古屋市マンション
共用部分リフォーム融資利子補給制度要綱第13条の規定により通知します。

管 理 組 合	所 在 地	
	マ ン シ ョ ン 名	
	管 理 組 合 名	
	管 理 者 等	
利 子 補 給 期 間	年 月 から 年 月 まで	
利 子 補 給 金 額	変 更 前	
	変 更 後	
	既 交 付 済 額	
そ の 他	変 更 前	
	変 更 後	

第8号様式（第14条関係）

名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給実績報告書

年 月 日

名古屋市長 様

所在地

マンション名

管理組合名

管理者等

年 月 日付け第 号で利子補給金の交付決定のあった利子補給について、
名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給制度要綱第14条の規定により下記
のとおり報告します。

1 実績報告

年間利子支払額	金	円
利子支払期間	年 月 ~	年 月

2 添付書類

- ・通帳の写し等、返済したことが確認できる書類
- ・償還予定表の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

第9号様式（第15条関係）

年 月 日

様

名古屋市長

名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給金額確定通知書

年 月 日付けで交付決定を行った名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給金については、年 月 日付実績報告書に基づき、下記のとおり利子補給額の確定を行いましたので、名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給制度要綱第15条第1項の規定により通知します。

記

確定交付金額（利子補給金額）

金 円

第10号様式（第16条関係）

名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給請求書

年 月 日

名古屋市長 様

所在地

マンション名

管理組合名

管理者等

金額確定通知書で通知のあった利子補給金額について、名古屋市マンション共用部分リフォーム融資利子補給制度要綱第16条の規定により請求します。

1 請求金額

金 _____ 円

2 振込先口座

金融機関名	(金融機関コード: _____)
本・支店名	
口座種別	1. 普通 2. 当座 3. 貯蓄 4. その他
口座番号	
口座名義人	
口座名義人フリガナ	